

佐倉市外部の労働者等からの公益通報等の取扱いに関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部の労働者等からの公益通報等の処理の方法等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者（佐倉市職員等からの公益通報の取扱いに関する要綱（令和2年2月21日決裁佐人第1395号）第2条第1項に規定する職員等を除く。）をいう。
- (2) 公益通報 法第2条第1項に規定する公益通報のうち、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関として本市に通報されたものをいう。
- (3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (4) 法令違反通報 公益通報に該当するものを除く具体的な事項を含む法令違反に関する通報をいう。
- (5) 公益通報等 公益通報及び法令違反通報をいう。
- (6) 通報者 公益通報等として通報した者をいう。
- (7) 相談者 公益通報等に係る相談をした者をいう。
- (8) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (9) 所管課 公益通報等に係る通報対象事実についての処分又は勧告等を所管する課その他の当該通報事案に関連の深い課等をいう。
- (10) 所管課長 所管課の長をいう。
- (11) 通報相談窓口 第7条第1項に規定する公益通報等及び公益通報等に係る相談を受け付ける課等をいう。
- (12) 通報事務従事者 通報相談窓口において公益通報等及び公益通報等に係る相談の処理等に従事する者をいう。

(通報者及び相談者の保護)

第3条 市長等は、通報者及び相談者が公益通報等及び公益通報等に係る相談

を行ったことにより解雇その他の不利益な取扱いを受けることのないよう、当該通報又は相談の処理に当たって当該通報者及び相談者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護その他権利利益に十分に配慮しなければならない。

- 2 市長等は、通報者又は相談者が解雇その他の不利益を受け、又は受けるおそれがあると認められるときは、その改善又は防止のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。公益通報等及び公益通報等に係る相談が匿名その他実名を明かさない方法により行われた場合において、諸要因により当該通報者又は相談者が特定されることが想定され、不利益な取扱いを受けるおそれがある場合も、同様とする。

（通報事務従事者の責務）

第4条 通報事務従事者は、通報者及び相談者の個人情報を保護するとともに、公益通報等の内容について秘密を守らなければならない。

- 2 通報事務従事者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（利益相反関係の排除）

第5条 通報事務従事者は、自らが関係する公益通報等の処理又は調査に関与してはならない。

（公益通報等の方法）

第6条 公益通報等は、公益通報申告書（別記様式第1号）、任意の書式による書面（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）、口頭その他の方法により受け付けるものとする。

（公益通報等の受付）

第7条 公益通報等及び公益通報等に係る相談は、所管課において受け付けるものとする。ただし、所管課で受け付けることが適当でない場合は、事務管理担当課で受け付けるものとする。

- 2 公益通報等を受け付けた通報事務従事者は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由又は根拠若しくは資料等の有無を確認するとともに、通報の内容その他当該公益通報等の処理に必

要な事項を公益通報等記録票（別記様式第2号）に記録し、市長等に遅滞なく報告しなければならない。

- 3 公益通報等を所管課で受け付けた場合は、その旨を事務管理担当課へ報告しなければならない。

（教示）

第8条 通報事務従事者は、通報相談窓口において受け付けた公益通報等に関し、通報対象事実について市長等が処分又は勧告等をする権限を有しないときは、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を通報者に対し教示しなければならない。この場合において、書面により公益通報等を受け付けた場合は、公益通報先機関教示書（別記様式第3号）により通報者に対し教示するものとする。ただし、これにより難しい場合は、別の方法によることができる。

- 2 前項後段の規定は、次条第1項の規定により通報者に対して公益通報に該当する旨を通知した以後において、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を他の行政機関が有することが明らかになった場合に準用する。

（該当等の通知）

第9条 所管課は、第7条第1項の規定により公益通報等を受け付けたときは、公益通報に該当するものであるか否かを判断し、該当すると認められるときは公益通報受理通知書（別記様式第4号）により、該当しないと認めるときは情報提供受付通知書（別記様式第5号）により、通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。ただし、通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

- 2 前項の規定により、通報された内容が公益通報に該当しないと判断された場合は、市政に関する情報提供として取り扱うものとする。
- 3 第1項の規定による通知を行った後に、その内容に反して公益通報に該当しないこと又は該当することが明らかになった場合は、直ちに通報者に通知しなければならない。この場合においては、第1項の規定を準用する。

（調査の実施）

第10条 所管課長は、前条の規定により公益通報と認めたときは、当該通報事案について、法第11条第1項の規定により遅滞なく必要な調査を開始し

なければならない。

- 2 所管課長は、前項の調査の実施に当たっては、適正な法執行を確保するとともに、通報者の秘密並びに利害関係者の営業秘密、信用及び名誉等に十分配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- 3 所管課長は、第1項の規定による調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するよう努めるものとする。ただし、通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

(調査結果の報告)

第11条 所管課長は、前条第1項の規定により実施した調査の結果について、市長等に遅滞なく報告しなければならない。当該調査の結果において、通報対象事実が認められなかった場合又は判明しなかった場合においても、同様とする。

- 2 所管課長は、前条第1項の規定により実施した調査の結果について、通報者に遅滞なく通知するよう努めるものとする。当該調査の結果において、通報対象事実が認められなかった場合又は判明しなかった場合においても、同様とする。ただし、通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

(措置)

第12条 市長等は、第10条第1項の規定による調査の結果において、通報対象事実が認められた場合は、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）を行わなければならない。

- 2 所管課長は、前項の規定により行った措置又は行う措置の内容について、通報者に遅滞なく通知するよう努めるものとする。ただし、通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

(他の行政機関等との協力)

第13条 市長等は、法の施行に関して、他の行政機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(複数所属に係る事案の処理)

第14条 通報対象事実に関して、処分又は勧告等を所管する課等が複数ある場合は、互いに連携して調査又は措置を行うよう努めるものとする。

(法令違反行為についての準用)

第15条 市長等は、公益通報に該当しないと認められる通報であっても、当該内容が法令違反行為に関するものであるときは、第10条から第12条までの規定に準じて調査その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(通報関連書類の管理)

第16条 所管課長は、公益通報等の処理に係る記録及び関連書類等について、別に定めるところにより保管し、及び保存するものとする。

(広聴担当課で受け付けた通報の取扱い)

第17条 広聴担当課長は、市民等からの相談等を受け付けた場合において、その内容が公益通報等の内容を含む場合は、通報対象事実に関連する事務の所管が明らかであるときは当該事務の所管課長に、通報対象事実に関連する事務の所管が明らかでないとき又は所管課で担当することが適当でないときは事務管理担当課長に、当該公益通報等に係る処理を引き継ぐものとする。

2 前項の場合においては、広聴担当課の通報事務従事者は、第7条第2項の規定にかかわらず、当該公益通報等の内容の記録を別の様式により行うことができる。

(運用状況の公表)

第18条 市長は、通報受付件数その他の通報対応の仕組みの運用状況に関する情報について、公表するものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、公益通報等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月25日決裁佐行第813号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。